

## 大阪医科薬科大学薬学部 生涯研修認定薬剤師認定基準

(令和4年9月16日施行)

1. 大阪医科薬科大学薬学部薬剤師生涯研修認定制度規程（以下、「規程」という。）第3条及び第6条に基づき、生涯研修認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。
2. 生涯研修認定薬剤師の初回認定に必要な単位は、次のとおりとする。
  - (1) 4年以内に40単位（毎年5単位）以上修得
  - (2) 40単位の内、大阪医科薬科大学薬学部薬学生涯学習センター（以下、「センター」という。）が主催・共催する事業で10単位以上修得
3. 更新に必要な単位は、次のとおりとする。
  - (1) 3年以内に30単位（毎年5単位）以上修得
  - (2) 30単位の内、センターが主催・共催する事業で10単位以上修得
4. 上記2. (1)及び3. (1)の年限の半ばに出産、病気、その他やむを得ない理由がある  
と大阪医科薬科大学薬学部薬学生涯学習センター運営委員会（以下、「委員会」という。）  
が認めた場合は、その期間分は年限を延長することができる。
5. 単位認定対象は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) センターが主催または共催する事業
    - ① 薬剤師生涯学習プログラム（集合研修）
    - ② 実践・実技セミナー
    - ③ インターネット研修（同時配信による集合研修）
    - ④ 在宅研修システム（eラーニング講座）
    - ⑤ 同窓会主催の講演会
  - (2) 学会発表
  - (3) 論文発表（査読審査付）
  - (4) 自己研修
  - (5) 他の認証機関の実施事業及びセンターが認定した機関が行う研修事業並びにセンターが認める学会の学術事業
  - (6) その他、委員会が認めた新規事業
6. 単位の基準は、別表のとおりとする。
7. 前項の単位修得は、「生涯研修認定薬剤師研修手帳」に貼付された単位のシールにより確認する。
8. 生涯研修認定薬剤師の認定にかかる事務は、薬学学務部教務課が行う。

9. この基準の改廃は、委員会が行う。

**附 則**

この基準は、令和4年9月16日から施行する（認証機構により認証を受けた日）。

別表

集合研修		90 分	1 単位
実践・実技セミナー		120 分	1 単位
在宅研修システム (e-ラーニング講座)		90 分	1 単位
インターネット研修		90 分	1 単位
学会発表	・ 発表者		2 単位
	・ 共同発表者		1 単位
論文発表 (査読審査付)	・ 筆頭著者		5 単位
	・ 共著者		2 単位
自己研修		240 分	1 単位
その他の新規事業においては、委員会にて単位数を決定する。			